平成２１年（フ）第６３７号
岩手県一関市東山町長坂字木和田堀134番地７
債務者　菅原　清孝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２２号
埼玉県入間市豊岡２丁目９番　１―101号
債務者　山本　有世
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４０号
東京都港区六本木２－２－２　イトーピア六本木402、申立時の住所静岡県沼津市原1732番地の１　コーポリジェール202号室
債務者　土屋　洋介
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
静岡県沼津市西沢田557番地、前住所静岡県沼津市東椎路1201番地の11
債務者　渡邊　　諭
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
静岡県沼津市西沢田557番地、前住所静岡県沼津市東椎路1201番地の11
債務者　渡邊　利江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
静岡県御殿場市二枚橋159番地の２　二枚橋団地Ａ303、前住所静岡県御殿場市中畑1920番地の19　サンコーポラス御殿場２　501
債務者　飯田　利信
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
静岡県駿東郡清水町中徳倉24番地の１
債務者　石田　増実
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
静岡県沼津市大諏訪589番地の９、前住所静岡県沼津市東椎路101番地の３　インペリアルハイツ101
債務者　伊藤　浪江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
静岡県駿東郡清水町長沢776番地の１、前住所静岡県駿東郡清水町長沢34番地の12　鈴木アパート202号
債務者　櫻井　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
静岡県三島市壱町田247番地の３　望月マンションⅡ―301
債務者　佐藤　由政
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
静岡県熱海市上多賀1016―10　特別養護老人ホーム海光園、住民票上の住所静岡県熱海市桜町13番10号　加藤アパート201
債務者　砂山　良市
成年後見人　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２８号
愛知県小牧市大字二重堀196－１　ニューウェーブ小牧Ⅰ105号、住民票上の住所愛知県春日井市牛山町2176番地７　ネオステイゆう203号
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０７号
名古屋市港区浜１丁目２番23号　グリーンハウスⅡ501号
債務者　尾澤　優司
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８７号
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目13番地22　ニューグリンハイツＢ棟203号
債務者　伊藤　　肇
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９８号
愛知県半田市のぞみが丘１丁目106番地
債務者　岡本　享二
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字余部上512番地
債務者　片山　博充
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係